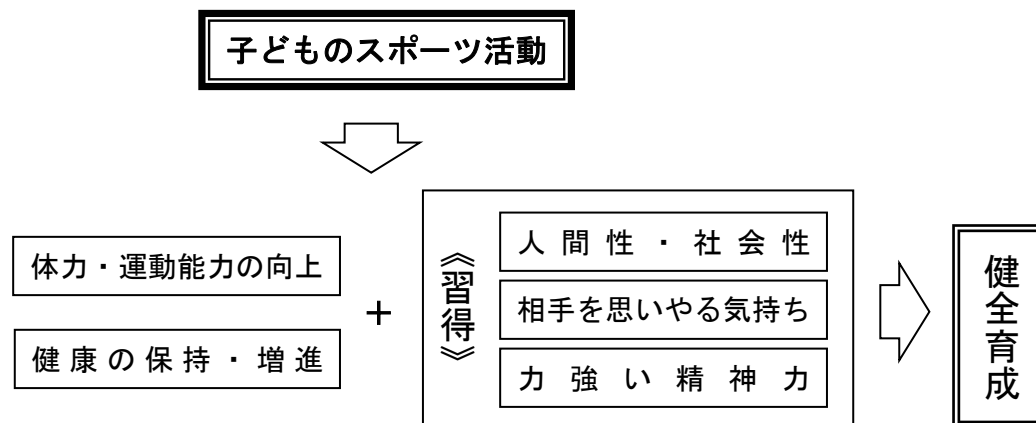


I 基本理念

子どもの『健全育成』を促進

子どものスポーツは、単に体力・運動能力の向上、健康の保持・増進のために行われるものでなく、仲間と楽しみ、世代を超えた交流により、人間性や社会性を身につけ、相手をお互いに思いやる気持ち、失敗や挫折に負けない強い精神力を育てていく効果がある。

そこで、市におけるスポーツ振興施策の一つとして、子どものスポーツ活動に対して体育施設（以下「施設」という）を無料で開放することにより、スポーツをする機会の拡充を図り、現在そして未来の子どもたちの“スポーツ活動を通じた『健全育成』”を基本理念に掲げ、これを促進させる。



Ⅱ 基本方針

基本理念により子どものスポーツ活動による使用に限って「三つの基本方針」に基づき、新発田市体育施設条例（以下「条例」という）第10条^{*1}及び新発田市体育施設条例施行規則（以下「規則」という）第4条に定める別表^{*2}中『その他市長が特に必要と認めた場合（10割以内）』を適用し、減免率を10割とする。

*1 使用料の減免規定 *2 使用料減免割合

1 一定の条件設定

開放者の範囲、目的及び形態など、無料開放に伴い一定の条件を設定する。

2 安全の確保

指導者等のもとで施設を適正に使用させるなど、安全を確保する。

3 有料使用者への配慮

施設利用の優先順位など一定のルールを設定し、有料使用者へ配慮する。

Ⅲ 無料開放の条件

無料開放にあたって施設を安全かつ適正に利用していただくため、一定の条件を設定するほか、条例や規則を順守するものとする。なお、内規による施設の優先予約や運用等により使用料を無料としていた場合は、これを適用しない。

1 開放者の範囲

有料施設を無料開放する範囲は「子どもを中心としたスポーツ活動」とし、その活動を行う『団体』とする。

- ① 市内の市立及び私立の保育園、幼稚園、小学校、中学校
- ② 新発田市スポーツ協会加盟団体
- ③ 新発田市スポーツ少年団加盟団体
- ④ 新発田市社会教育関係認定団体
- ⑤ 認定 NPO 法人新発田市総合型地域スポーツクラブ加入団体
- ⑥ 新発田市子ども会連合会加入団体

なお、高校生のスポーツ活動は、子どもと比べ競技志向が強く自身のレベルアップを図るために行う傾向があり、無料開放の基本理念にマッチしない面があるため対象から除くこととする。

また、ここでいう「スポーツ活動」とは、指導者や保護者と概ね10名以上の子どもたちで構成し活動する団体をいい、子どもの割合が概ね2分の1以上の団体とする。

2 開放における条件

施設の適正利用、安全管理及び有料使用者への配慮、無料使用団体間の平等利用の観点から、次の条件を設ける。

(1) 利用者の安全確保のために

すべての活動において、指導者又は保護者など、責任を持てる成人の同伴を必須とする。

(2) 施設の適正利用・管理のために

- ① 日常の練習等で、かつ子どもを中心として行う団体活動のみ対象とする。
- ② 日常の練習等で利用できる最大単位は、準備・後片付け時間を含み、午前（オープン～12時）、午後（1時～5時）、夜間（6時～9時）とする。ただし、これを超えて利用することが妥当と判断される場合はこの限りでない。

(3) 有料使用者への配慮のために

- ① 中学校における運動部活動等（複数校運動部活動を除く）及び社会教育関係認定団体における施設の予約は、使用する日の前日とする。その他、団体等における施設の予約優先順位は、別記のとおりとする。
- ② 一部の施設を除き全面使用する場合は、条例及び規則の定めるところにより「有料」とする。ただし、全面使用が妥当と判断される場合は「無料」とする。

(4) その他

- ① 施設の使用に伴う設備の使用は、一部の設備を除き「有料」とする。
- ② 使用申請方法は、条例及び規則の定めるところによる。
- ③ 営利、営業を目的とする活動及び入場料又はこれらに類するものを徴収する場合は、条例及び規則の定めるところにより「有料」とする。

IV 無料開放対象施設等

体育条例及び体育規則、公民館条例並びに公民館規則で定める有料施設（設備）のうち、無料開放する施設は次のとおりとする。

【スポーツ施設】

○…可 ×…不可 △…一部条件あり —…対象外

対象施設及び設備		利用可否	全面可否	備 考
中井体育館		○	○	
弓道場		○	×	
五十公野公園陸上競技場	競技場	○	×	個人利用者に配慮すること（トラック部分のみとする）
	本部室	×	—	
	照明設備	×	—	
	放送設備	×	—	
	写真判定装置	×	—	
	その他競技用具一式	△	—	個人利用者に配慮すること
五十公野公園野球場	野球場	×	—	
	放送設備	×	—	
	スコアボード	×	—	
	照明設備	×	—	
五十公野公園テニスコート	テニスコート	○	×	個人利用者に配慮すること
	照明設備	△	—	利用の場合は有料

○…可 ×…不可 △…一部条件あり —…対象外

対象施設及び設備		利用可否	全面可否	備 考
サン・スポーツランドしばた	多目的グラウンド	×	×	
	テニスコート	○	×	個人利用者に配慮すること
	テニスコート照明	△	—	利用の場合は有料
サン・ビレッジしばた	アリーナ	○	△	全面使用が妥当と判断されるものは可
	小アリーナ	○	○	
	軽運動場	○	○	
	ミーティングルーム	×	—	
	ランニングレーン	×	—	
	トレーニングルーム	×	—	
カルチャーセンター	アリーナ	○	△	全面使用が妥当と判断されるものは可
	卓球練習場（エントランスホール）	×	—	
	柔・剣道場	○	○	
	相撲場	○	○	
	会議室（ミーティングルーム）	×	—	
	視聴覚室	×	—	
	展示室	×	—	
	会議室・視聴覚室の暖冷房	×	—	
中央公園テニスコート		○	×	個人利用者に配慮すること
中央公園人工芝グラウンド	グラウンド	○	×	
	照明設備	△	—	利用の場合は有料
市民プール		△	—	個人利用者に配慮すること 利用者名簿事前提出のこと

○…可 ×…不可 △…一部条件あり -…対象外

対象施設及び設備		利用可否	全面可否	備 考
真木山中央公園体育施設	野球場	△	○	午後5時まで
	野球場照明設備	△	-	利用の場合は有料
	多目的練習場	○	○	
豊浦総合運動施設	多目的グラウンド	○	×	個人利用者に配慮すること
	テニスコート	○	×	個人利用者に配慮すること
	テニスコート照明設備	△	-	利用の場合は有料
	キャンプ場	×	×	
豊浦体育センター		○	△	全面使用が妥当と判断されるものは可
大島体育館		○	○	
加治川地区体育館	体育館	○	△	全面使用が妥当と判断されるものは可
	研修室	×	-	
大天城公園野球場		○	○	
松浦屋内多目的運動場		○	○	
五十公野レクリエーションセンター	ゲートボール場	○	○	
	多目的ホール	○	○	

【地区公民館におけるスポーツ活動可能施設】

○…可 ×…不可 △…一部条件あり —…対象外

対象施設及び設備	全面可否	備 考
豊浦地区公民館「大ホール」	○	
紫雲寺地区公民館「大ホール」	○	
加治川地区公民館「講堂」	○	
加治川地区公民館中川分館「講堂」	○	
加治川地区公民館金塚分館「講堂」	○	

施設の予約における優先順位

施設の予約における優先順位は次のとおりとする。ただし、施設の管理運営上、個別に内規等を定めている場合は、それに従うこと。

